公示

## 訪問介護事業所の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送の 許可申請に関する審査基準について

訪問介護事業所又は居宅介護事業所(以下「訪問介護事業所等」という。)の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者(特定旅客自動車運送事業者を含む。以下同じ。)との契約に基づき訪問介護サービスを提供する訪問介護員若しくは居宅介護従業者又は介護福祉士(以下「訪問介護員等」という。)が、その使用権原を有する自家用自動車を使用して要介護者等を輸送する有償運送に係る道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第78条第3号の規定に基づく許可については、下記の基準により審査を行うこととしたので公示する。

平成18年 9月29日

中部運輸局愛知運輸支局長 松本 正明

記

- 1. 許可申請手続は、当該契約関係にある一般乗用旅客自動車運送事業者(以下「契約事業者」という。)から別紙「様式1」の自家用自動車有償運送許可申請書を提出させることにより、一括代理申請できるものとする。
- 2. 自家用自動車有償運送許可申請書には、別紙様式 1 に記載する添付書類 を添付する。

## 3. 許可基準

上記の許可申請があったときは、以下の基準に適合するかどうかを審査し、 適合する場合にあっては、公共の福祉を確保するためやむを得ないものと認 めて許可するものとする。

- (1)契約事業者の責任において、当該有償運送の許可を受けた自家用自動車(以下「契約自家用自動車」という。)について、次に掲げる輸送の安全の確保に係る措置が適切に行われるものであること。
  - ① 運行管理を行う体制が整備されていること。
  - ② 運行管理の指揮命令系統が明確であること。
  - ③ 運行管理者の選任が適切であること。 契約事業者は、事業用自動車及び契約自家用自動車の合計数が5両以上の運行を管理する営業所ごとに、当該合計数を40で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任すること。
  - ④ 事故防止についての教育及び指導体制が整備されていること。
  - ⑤ 事故時の処理、連絡体制及び責任体制等が整備されていること。
  - ⑥ 車両についての整備管理体制が整備されていること。
  - ⑦ 苦情の処理体制が整備されていること。
- (2)介護支援専門員(ケアマネージャー)が作成する介護(介護予防を含む。)サービス計画(ケアプラン)又は市町村が行う介護給付費支給決定の内容に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送であること。
- (3)訪問介護員等は、下記のいずれかの基準により、十分な能力及び経験 を有していると認められること。
  - ① 道路交通法(昭和35年法律第105号)に規定する第2種運転免 許を保有し、申請日前2年間において無事故であり、かつ、運転免許 の停止処分を受けていないこと。
  - ② 道路交通法に規定する第1種運転免許を保有し、申請日前2年間に おいて無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けておらず、さ らに、施行規則第51条の16第1項第1号に規定する国土交通大臣 が認定する講習を修了していること。

- (4)契約自家用自動車は、乗車定員 11 人未満の自動車(軽自動車を含む。) であること。また、許可後に契約自家用自動車が変更する時は、あらかじめ 別紙「様式7」の届出をすること。
- (5)契約自家用自動車について、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る。)に加入していること又は加入する具体的な計画があること。
- (6)契約自家用自動車には、(別記1)による表示を行うこと。
- (7)契約自家用自動車内には、旅客から収受する運賃及び料金を掲示すること。
- (8)訪問介護員等が法第7条(欠格事由)各号のいずれにも該当しないものであること。
  - (9) 契約事業者の営業所において運送の引受けを行うものであること。
- (10)(9)の運送の引受けに当たっては、あらかじめ旅客に対して、契約事業者と要 介護者等との運送契約であること、運送責任は契約事業者が負うこと、及び自家用 自動車による有償運送であることを告知するものであること。
- 4. 許可に付す条件

許可に当たっては、以下の条件を付すものとする。

- (1) 当該有償運送は、契約事業者の指示により行われるものであること。
- (2)運賃及び料金、乗務員証並びに自動車登録番号について利用者に見やすいように車内に掲示又は備え置くこと。
- (3)契約事業者との契約が無効となった場合には、別紙「様式6」の届出とともに許可書を返納すること。
- (4) (1) 又は(2) の条件に違反した事実が判明した場合には、許可を 取り消すことがあること。

5. 許可に付す期限等

許可に当たっては、契約事業者ごとに2年間の期限を付すものとする。ただし、以 下の(1)~(4)に該当することとなった場合の当該期限等については、それぞれに定めるところによるものとする。

(1) 契約事業者が法第38条第1項の規定に基づきその事業の休止又は 廃止の届出を行った場合

当該事由が発生した日

(2) 契約事業者が法第40条の規定に基づきその事業の許可の取消処分を受けた場合

当該処分の日

- (3)契約事業者が訪問介護事業所等の指定を取り消された場合 当該指定が取り消された日
- (4) 契約事業者が法第40条の規定に基づき事業の停止処分を受けた場合 当該処分期間中は、当該処分を受けた営業所において運行を管理する契 約自家用自動車に係る許可を無効とし、当該処分期間は、許可の期限に 含まれるものとする。
- 6. 当該許可の取扱いにおける留意点
  - (1) 当該有償運送に係る運送契約関係は、あくまでも利用者と契約事業者との間で締結することから、運送責任は、契約事業者が負うものであること。
  - (2) 当該有償運送に係る対価については、利用者と契約事業者との間で運送契約が成立することから、契約事業者が認可を受けた運賃及び料金が適用されるものとする。
  - (3) 当該有償運送許可に係る区域は、契約事業者の営業区域を超えるものではないこと。
- 7. 契約自家用自動車数の報告

契約自家用自動車の数については、契約事業者が旅客自動車運送事業等報告 規則(昭 和39年運輸省令第21号)に基づき毎年5月31日までに地 方運輸局長等に報告する輸送実績報告書の事業概況欄(事業用自動車数を記載する欄)に、事業用自動車の数に加え、当該契約自家用自動車の数を括弧書きで記入させること。

## 附則

- 1. 本公示は、平成18年10月10日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
- 2. 平成16年4月19日付け愛運支局公示第5号の「訪問介護事業所の訪問 介護員等に係る有償運送の許可申請に関する審査基準について」は、平成18 年10月9日をもって廃止する。
- 3. 既に愛運支局公示第5号の規定に基づき、有償運送の許可を受けた訪問介護事業所の訪問介護員等については、本公示の有償運送の許可を受けたものとみなす。この場合において、本公示3.(2)~(8)、同4. 及び同5. の規定を適用するものとする。

附則 (平成21年3月2日付け愛運支局公示第3号 一部改正) この公示は、平成21年3月2日から適用する。

## (別記1)

外部から見やすいように使用する自動車の車体の側面に道路運送法第78条 許可に係る運送に用いる車両である旨の表示事項及び方法は次のとおりとする。

- 1. 氏名、名称又は記号
- 2. 「有償運送車両」又は「78条許可車両」の文字
- 3. 文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、 自動車の両側面に行うこと。また、文字の大きさは縦横50ミリメートル以上 とする。